

日本版 ISA の導入

市川公認会計士事務所

平成 25 年 4 月 4 日

(はじめに)

最近よく「日本版 ISA」という記事を見かけます。これは、英国で 1999 年に導入された ISA (Individual Savings Accounts) と呼ばれる個人貯蓄口座制度を参考に、個人の投資促進税制として創設された制度です。もともとは平成 22 年度税制改正で創設され、平成 24 年度からの導入を予定していましたが、その後、平成 23 年度改正で導入時期の延長が、平成 24 年度及び平成 25 年度の税制改正で制度のマイナーチェンジが行われて、いよいよ平成 26 年度から制度が導入されることとなったものです。

そこで、今回は日本版 ISA 制度の導入に備え、制度概要を整理してみました。

(制度創設の背景等)

上場株式等の配当所得等の軽減税率 (10%) が本則税率 (20%) に戻ることに伴って、個人投資家の投資意欲が冷え込むことに対応するため、毎年一定額までの上場株式等への投資に対する配当等及び譲渡益を非課税とする、個人投資家向けの税制優遇制度として創設されました。もともとは、軽減税率廃止時期に合わせて平成 24 年度に導入される予定でしたが、軽減税率の適用が 2 年間延長されたことに伴って、平成 26 年度からの導入となったものです。

(制度の内容)

非課税対象

非課税口座内の上場株式及び公募株式投資信託等の配当及び譲渡益 (公社債投信は対象外)

非課税投資額

非課税となる投資額は、毎年、新規投資額として取得対価の合計額 100 万円までで、既に保有する株式等は対象外

非課税投資総額

最大 500 万円 (100 万円 / 年 × 5 年)

非課税保有期間

最長 5 年間 (途中で売却することは自由だが、売却部分の枠は再利用不可)
5 年間終了後は、また新しい非課税枠に移管することもできるが、この際には、非課税期間終了時での時価での移管となる。したがって、時価が 100 万円を超える場合には、超過分は課税口座に移管するか、売却する必要がある。逆に、時価が 100 万円を下回

る場合には、追加で 100 万円まで投資することができる。

非課税口座開設可能期間

平成 26 年から平成 35 年までの 10 年間の各年

口座開設数

一人一口座（毎年口座を開設する必要はない）

開設者

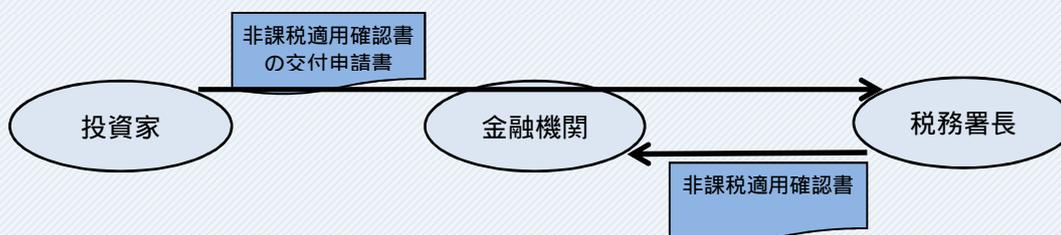
非課税口座の開設の日の属する年 1 月 1 日に満 20 歳以上である居住者等

制度導入時期

平成 26 年 1 月 1 日から

非課税口座開設手続き

非課税口座開設には、投資家からの申請に基づいて税務署長から交付される「非課税適用確認書」が必要となります。「非課税適用確認書」の交付には、非課税適用確認書交付申請書に住民票の写しを添付し、非課税口座開設届出書と併せて、金融機関に提出することになると考えられます。



(注) 非課税適用確認書交付申請書には、非課税口座設定期間に応じて、以下の基準日における住所を確認できる住民票を添付することとなるようです。

設定期間	住民票の基準日
平成 26 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日まで	平成 25 年 1 月 1 日
平成 30 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日まで	平成 29 年 1 月 1 日
平成 34 年 1 月 1 日から平成 35 年 12 月 31 日まで	平成 33 年 1 月 1 日

(おわりに)

平成 26 年 1 月 1 日から、上場株式等の配当及び譲渡益に対する税率が 2 倍(10% → 20%) になることから、日本版 ISA を利用して資産運用益が発生する場合にはメリットがあります。ただし、非課税口座と課税口座の両方で資産運用をする場合には、非課税口座で発生した損失を課税口座で発生した利益と相殺できないし、損失の繰越しもできないというデメリットも十分に考慮する必要があります。